

# 医業トピックスQA

## 今月の院長先生からの質問



Q

予約診療を行う場合、予約料を徴収することは可能ですか？  
可能であればどのような注意点がありますか？

A

診療所が予約診療を行う場合、特別な料金（予約料）を患者様から頂くことは可能です。ただし、いくつか注意事項があります。

- ① 予約料を頂く際、予約時間から一定時間（30分）程度以上待たせた場合は予約料の徴収は認められない。
- ② 予約料を徴収しない時間を少なくとも延べ外来診療時間の2割程度確保すること（予約患者とそうでない患者の混在は可能）
- ③ 予約患者は10分程度以上の診療に努めるとともに、予約患者の数は概ね40人を限度とする。
- ④ 予約診療の院内掲示はわかりやすいところに掲示し、また、予約料の徴収は患者の自主的な選択であること。
- ⑤ 予約料の額は社会的に見て妥当適切であること。

※予約診療を開始した際は、厚生局へ「予約診療に基づく診察の実施（変更）報告書」を各診療科別に提出する必要があります。

## 今月の時事ニュース

### 『自由診療のネット情報、GLでの規制検討へ』

～厚労省・医療情報提供のあり方検討会

医療機関がチラシやCM等の広告を出す場合、医療法によって使用可能な表現が規制されているが、インターネット上の情報は広告として扱われず、現状は、規制対象外です。しかし、消費者庁によれば、HP上に掲載された特別価格を見て美容系診療科目の医療機関を訪れた利用者が、特別価格外の高額な施術契約を迫られるといったトラブルが増加しており、被害実数として平成17年に432件であったものが、平成19年には746件まで増加している。これら被害数の動向を踏まえ消費者庁は、厚労省に対して害となるHPの取締を要請している。当検討委員会では、医療機関全体のHPを広告扱いすべきかを含め議論されているが、GL規制支持が多数である一方、GLには、法的拘束力がない実効性を不安視する意見もあった。